

第47号議案

蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

海陽多目的広場を設置するため提案する。

蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和43年蒲郡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 海陽多目的広場 蒲郡市海陽町三丁目12番2

第3条中「前条各号」を「前項」に改め、「施設」の次に「以外」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

海陽多目的広場の管理は、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

第4条の見出し中「開場時間」の次に「等」を加え、同条中「開場時間」の次に「及び休場日」を加える。

第10条の2第1項中「形原テニスコート」を「海陽多目的広場の使用料は、別表に定めるとおりとし、形原テニスコート」に、「ものとし、利用者は、該当する使用料を規則で定める日までに納付しなければならない」を「ものとする」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 利用者は、前項に規定する使用料を規則で定める日までに納付しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条の2関係）

（単位 円）

施設名	区分	使用料
海陽多目的広場	午前	1面につき 4,000
	午後	1面につき 4,000

備考

- この表において、午前とは午前9時から午後1時までとし、午後とは午後1時から午後5時までとする。
- 海陽多目的広場の利用に当たって入場料を徴し、又は営利若しくは商業宣伝を目的とする場合の使用料は、次のとおりとする。
 - アマチュアスポーツの利用で入場料（これに類するものを含む。）を徴する場合は、当該使用料の2倍の額とする。

(2) 営利又は商業宣伝を目的とする場合は、当該使用料の10倍の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年9月10日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の蒲郡市野外運動施設の設置及び管理に関する条例の規定による海陽多目的広場の利用の許可、使用料の徴収その他海陽多目的広場の利用に関し必要な行為は、平成28年7月10日から行うことができる。